

大網白里町市制施行名称検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、町に大網白里町市制施行名称検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、町長に答申する。

- (1) 市制施行に係る市の名称に関する事項
- (2) その他市制施行に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地区を代表する者
- (4) 関係諸団体を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる委員が当該各号の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課市制準備室において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大網白里町条例第25号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を負担する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大網白里町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

73	市制施行名称検討委員会委員長	日額	6,600円
74	市制施行名称検討委員会委員	日額	6,100円